

専門委員会の運営規則

専門委員会の運営規則

(目的)

第1条 この規則はブラウンハイム管理組合理約(以下「規約」という)第57条に基づき理事会が設置する専門委員会または作業グループ(以下「委員会等」という)の運営に関して定めることを目的とする。

(委員の任期及び委員定数の変更)

第2条 各委員会等の委員の任期は原則として一年間とする。但し、重任はこれを妨げない。
2 理事長または委員長が委員定数の変更が必要と判断した場合には、その旨を理事会に具申して、委員定数の適正化を計ることができる。

(委員長及び書記)

第3条 委員長は、理事の中から選任された委員から理事長が選任する。
2 書記は、委員長を除く委員の中から互選によって複数名を選任する。
3 委員長は委員会の運営に責任をもち、審議を推進し、審議で結論を得た場合は、その内容を理事会に報告しなければならない。また、理事会より要請があった場合には、審議の進捗について報告しなければならない。
4 書記は、会議の都度、その審議内容を記録して議事録とし、それを保管する。また、記録した議事録を委員長及び委員に提示しなければならない。

(委員会の開催及び運営)

第4条 委員会等は原則として毎月一回の会合を開催して、諮問された課題について審議する。但し、委員会開催の頻度についてはこれに限らない。
2 理事長又は委員長は、定例又は臨時委員会の開催を文書をもって各委員に通知するものとする。

第5条 委員会等の表決は原則として満場一致とする。但し、満場一致とならなかった場合には、報告書に異論を併記して理事会に報告しなければならない。

第6条 委員会等は、その諮問された業務又は課題の内容について専門知識を必要とする分野については、理事会の承認を得た上で、専門家に相談することができる。

第7条 委員会等の運営に関して、ブラウンハイム管理規約または本規則に定めのない事項については、理事会の承認を得た上で、各委員会が規定することができる。

(雑則)

第8条 この規則は、平成20年11月7日より効力を発するものとする。
2 この規則が制定される前に、既に設置されている委員会はこの規則に基づいて設置された委員会と同等の有効性を有するものとする。

以上